

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 受験番号 | | 氏 名 | |
|------|--|-----|--|

2018スタンダード論文答練11月コース ガイダンス

予備試験合格・法科大学院修了講師が語る論文憲法の攻略法 論文式試験問題集〔公法系科目〕第1問

受験上の注意事項

- 1 試験監督員の指示がある前に、この問題集を開くことを厳禁します。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 問題は、第1問のみです。
試験開始の合図の後、初めにページを調べて、落丁や印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、試験監督員に申し出てください。この問題集は、1ページから4ページまであります。
- 4 問題内容に関する質問には一切応じません。
- 5 試験時間は2時間です。
- 6 この問題集及び答案構成用紙は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 受験票、法文、時計又はストップウォッチ（計時機能のものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）、メガネ及び指定の筆記具（ラインマーカー、色ペン及び色鉛筆を含む。）以外の定規、付せん、筆記具入れ等は机上又は机の中に置かず必ずかばんの中にしまってください（ただし、飲料を置く場所については、下記12参照。）。
なお、受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、試験監督員が見やすい位置に置いてください。
- 8 問題検討のための下書きは、答案構成用紙及び問題集の余白部分を利用してください。それ以外の用紙等の使用はできません。ラインマーカー、色ペン及び色鉛筆の使用は、問題集及び答案構成用紙に限り許可します。
- 9 アラーム付きの時計等の発信音を鳴らしたり、机やいすを揺らすなど、他の受験者の迷惑となるような行為はしないでください。
また、携帯電話等の通信機器は、必ず電源を切ってかばんにしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。
- 12 試験室内及び試験時間中の喫煙や飲食は、ふた付きのペットボトルに入った飲料を持ち込んで飲むこと以外厳禁します。
飲料は、机上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足もとに置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、試験監督員の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、又は添削ができないことがあります。

論文式試験問題集 [公法系科目第 1 問]

[公法系科目]

[第1問] (配点：100)

201△年、東京都内で、女子大学生が元交際相手に切りつけられる事件が発生した。犯人である元交際相手は、犯行直前、インターネット掲示板に犯行予告とともに被害者の裸の画像を名前付きで10枚以上アップロードしていたことから多くの話題を呼んだ。被害者のケガ自体は全治1週間の軽傷だったが、被害者は、自身の裸の写真が不特定多数の人間に閲覧されてしまったことを知り、精神的ショックで自殺してしまった。

その後も、元交際相手が、復讐目的で、交際当時撮影した性的な画像をビラにしてばらまいたり、インターネット上にアップロードしたりするという事件が立て続けに起き、いわゆるリベンジポルノが大きな社会問題となった。被害者の大半は女性で、公開された画像の中には、無断で撮影されたものも含まれていた。また、第三者が、広告収入を得る目的でアップロードされた画像をウェブサイトに掲載するとともに、画像の削除を求めた者から多額の手数料を取るといった悪質な事案もあった。

202△年、国会は、このような行為を規制すべきとの世論の高まりを受け、特定図画の流出の防止と規制に関する法律（以下「法」という。）を制定した（【参考資料】）。復讐等の目的でインターネットを利用して公開した場合、行為自体の悪性が高いこと、短い期間で不特定多数に閲覧され被害が拡大するなどの理由から、法第4条第1項で、精神的苦痛を加える目的等でインターネット上に特定図画を公開することを禁止し、これに違反した者は、法第18条第1号で刑罰に処される。また、特定図画が公開された場合において、被害者の請求があるとき、法務大臣は、法第11条第1項に基づき、公開中止命令等を行うことができる。また、法第19条第1号で、この命令を受けた者が命令に従わない場合には、刑罰が規定されている。なお、議論の過程で、従来の法令で十分対応可能なのではないかと意見も出された。

X（26歳・男性）は画家であり、絵画と写真を組み合わせたコラージュ作品で世界的に高い評価を受けていた。Xは、法科大学院生N（25歳・女性）と交際中で、Xの携帯電話にはXにのみ見せるためにNから送られてきた写真が数枚保存されていたが、その中には、Nが上半身裸で写っているものも何枚もあった。

交際開始から1年後、Nは、暴力を振るうようになったXに対して嫌気がさし、別れを告げた。Xは、一度は別れを受け入れたが、一方的に別れを告げてきたNに怒りを抱いていた。そこで、Xは、復讐を果たすためにNから送られてきた写真を利用することを思いつき、約3か月をかけてNの上半身裸の写真と絵画を合わせたコラージュ作品「DA・KA・RA」を完成させた。「DA・KA・RA」で使用されたNの写真には一切の加工がされず、被写体がNであることは明らかであった。

Xは、「DA・KA・RA」をA社主催の美術展に出展したところ、美術展の審査員である著名な美術関係者15名から、コラージュ作品史上最高傑作との極めて高い評価を受け、大賞を受賞した。A社は、「DA・KA・RA」をA社所有の美術館で202*年8月1日から1年間展示することをXに提案したところ、Xは多くの人の目に触れたほうがNに対する復讐になると考えて、展示に合意した。なお、A社は、Xがもっぱら復讐のために作品を制作したこと、及びXが作品にNの写真を使用することについてNの同意を得ていないことを知らなかった。

展示開始から1週間後、Nは、友人から自身の写真がXの作品に使われていると知らされた。Nは、このままでは自らの写真が多くの人の目に触れてしまうため、なんとか公開を中止させたいと考え、法第5条に基づき、「DA・KA・RA」の公開中止請求を行った。これを受けて、法務大臣は、行政手続法上の聴聞手続を経て、A社に対して、公開中止命令をした。

公開中止命令を受けたA社は、法第3条の規定にもかかわらず、「DA・KA・RA」は芸術作品であり、その展示場所もA社所有の美術館であることや、A社にはNに対する精神的苦痛を加え

る等の目的はなく、Xの復讐目的についても知らなかったことなど聴聞手続で同社が主張したことがまったく考慮されなかったことに強い不満をもった。

また、A社に公開中止命令が出されたことを知ったXは、このままでは復讐という当初の目的が達せられないうえ、法の運用次第では仲間の芸術家が芸術目的で実在の女性をモデルとした裸婦絵画を作成し、その女性の同意を得るのをすっかり忘れたような場合にまで公開中止命令が出されることになって、今後は芸術作品の発表がしにくくなるのではないかとの危機感を抱いた。

その後、XとA社は「DA・KA・RA」の展示を続けるか否かについての話し合いをした。その話し合いの中で、A社は、「公開中止命令に強い不満を持っているものの、リベンジポルノに手を貸したとして評判を落とすたくはないので、訴訟はXだけでして欲しい。」と述べた。

そこで、同年9月9日、Xは、公開中止命令について、国家賠償請求訴訟を提起した。

〔設問1〕

あなたがXの訴訟代理人となった場合、本件国家賠償請求訴訟において、あなたは、どのような憲法上の主張を行うか。

〔設問2〕

被告側の反論についてポイントのみを簡潔に述べた上で、あなた自身の見解を述べなさい。

【参考資料】特定図画の流出の防止と規制に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、特定図画の公開等について必要な規制を行うとともに、その被害者等に対する援助の措置等を定めることにより、個人が過去をみだりに公開されることによって精神的苦痛等が生じることを防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定図画 撮影当時、第三者に閲覧させないことを前提として撮影されたもので、恥部若しくは性的行為を行っている様子を内容とする写真又は動画を含む図画のうち、個人が特定可能なもの
- 二 恥部 生殖器、陰部、臀部又は女性の胸部
- 三 被害者 特定図画における被写体となった者
- 四 撮影者等 特定図画を撮影し、又は被害者から直接特定図画を譲り受けた者
- 五 公開 被害者の同意なく、投稿、提示、陳列、展示、回覧、宣伝又は方法を問わず第三者の閲覧に供する行為
- 六 被害者等 被害者又は3親等以内の親族
- 七～十一 （略）

（適用上の注意）

第3条 この法律の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（公開の禁止）

第4条 何人も、インターネットを利用して、精神的苦痛を加える目的、又は経済的利益を得る目的で、特定図画を公開してはならない。

2 何人も、前項に規定する方法以外の方法を利用して、特定図画を公開してはならない。

（公開中止等請求権）

第5条 何人も、前条に違反して特定図画が公開されたと思料するときは、この法律の定めるところにより、法務大臣に対し、第11条に定める措置を執ることを請求できる。

(削除命令等)

第11条 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかに、特定図画の削除、又は公開の中止を命じなければならない。

一 第4条第1項に違反して、特定図画が公開されたとき

二 第4条第2項に違反して、特定図画が公開された場合において、被害者による公開中止等請求があるとき

2 前項第2号の請求は、命令の対象となる特定図画を具体的に指定して行わなければならない。

第12条 特定図画が多数存在するため、被害者等が前条第2項の指定を行うことができないときは、前条の請求に合わせて、被害者等の申請により、法務大臣は、公開者の公開した図画のうち被害者が写っているものを削除又は公開を中止するよう命じることができる。

(罰則)

第18条 以下の行為を行った者は、6年以下の懲役、又は1000万円以下の罰金に処す。

一 第4条1項に違反した者

二、三 (略)

第19条 以下の行為を行った者は、1年以下の懲役、又は500万円以下の罰金に処す。

一 第11条第1項の規定による命令に違反した者

二～四 (略)

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435

京都御池第一生命ビルディング2F

TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F

TEL092-726-5040 (代表)

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335